

国民健康保険に

ご加入されている方のお手元の健康保険証の有効期限は
令和7年7月31日に満了となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、

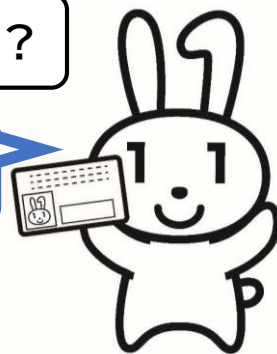
マイナ保険証か資格確認書
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。

また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に**申請すれば資格確認書を取得できます**。親族等の法定代理人等による**代理申請も可能**です。

※委任状等が必要な場合があります。



**まずはマイナンバーカードを持っているか
ご確認ください！**



**マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！**

裏面へ >>>

マイナンバーカードを健康保険証として 使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口には設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。

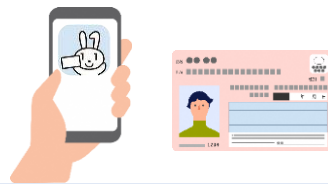


他の方法で確認したいときは？



1

- ・ スマートフォン
 - ・ マイナンバーカード
- を用意します



2

「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

3

「健康保険証」を押します

4

「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

